

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注（一〇）

卷三「漢志兵書第十六」「漢志術数第十七」「漢志方技第十八」

文教大学目録学研究会

（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊大・荒川悠・
宇賀神秀一・王連旺・角祥衣・村越充朗）訳注

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷三の「漢志兵書第十六」「漢志術数第十七」「漢志方技第十八」を訳出する。「漢志兵書第十六」は王、「漢志術数第十七」「漢志方技第十八」は角が担当した。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標本の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年、葉長清『文史通義注』（無錫国学専修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇一二年）などを参照した。

キーワード：章学誠・校讎通義・漢書藝文志・兵書略・術数略・方技略

漢志兵書^{〔注一〕} 第十六

【原文】

『孫武兵法』八十二篇、注「閩九卷」^{〔注二〕}。此兵書
 權謀之首条也。按「孫武伝」、「闔閭謂孫武曰、『子之
 十三篇、吾尽觀之矣。』」^{〔注三〕} 阮孝緒『七録』、「孫子
 兵法」三卷、十三篇為上卷、又有中下二卷。^{〔注四〕} 然
 則杜牧謂魏武削其数十万言為十三篇者^{〔注五〕}、非也。蓋
 十三篇為經語、故進之於闔閭。其余當是法度名數^{〔注六〕}、
 有如形勢・陰陽・技巧之類、不尽通於議論文詞、故編
 次於中下、而為後世亡逸者也。十三篇之自為一書、在
 闔閭時已然、而『漢志』僅記八十二篇之總數、此其所
 以益滋後人之惑矣。
 右十六之一

【訓読文】

『孫武兵法』八十二篇、注に「閩九卷」、と。此れ兵
 書權謀の首条なり。按ずるに「孫武伝」に、「闔閭は
 孫武に謂いて曰く、『子の十三篇、吾尽く之を觀る』と。
 阮孝緒の『七録』に、「孫子兵法」三卷、十三篇を上

卷と為し、又た中・下の二卷有り」と。然らば則ち杜
 牧の魏武は其の数十万言を削りて十三篇と為すと謂う
 は、非なり。蓋し十三篇は經語為り、故に之を闔閭に
 進む。其の余は當に是れ法度名數なるべし、形勢・陰
 陽・技巧の類の如き有り、尽くは議論・文詞に通ぜず、
 故に中・下に編次して、後世に亡逸する者と為るなり。
 十三篇の自ら一書を為すは、闔閭の時に在りて已に然
 り、而して『漢志』僅かに八十二篇の總數を記すのみ、
 此れ其の後人の惑いを益滋する所以なり。

右十六の一

【現代語訳】

『漢書』芸文志に『孫武兵法』八十二篇が収録され
 ており、班固自注に「閩九卷」とある。これは兵書略
 兵權謀の冒頭に置かれる書である。考えるに『史記』
 孫武伝に、「闔閭は孫武に、『君の十三篇を全部読んだ』
 と述べた」とある。阮孝緒の『七録』には、「孫子兵
 法」三卷、十三篇を上卷とし、そのほか中・下の二卷
 もある」とする。そうであれば杜牧が、魏武帝はその
 数十万言を削りて十三篇に作ったと述べているのは誤

りである。思うに十三篇は経に当たる部分であり、だからこそこれを闔閭に献上したのである。その他の部分は恐らく法度名数に関するものであり、例えば形勢・陰陽・技巧の類の内容は、議論・文詞のものと同異なっていることから、中・下の巻に編入したために、後世に亡逸したのであろう。十三篇が自ずから一書をなしているのは、闔閭の時代からすでにそうであったが、『漢志』にはただ八十二篇の総数を記すばかりであり、いよいよ後世の人の惑いを増やす原因となつたのである。

以上十六の一

【訳注】

一 兵書略は、兵權謀、兵形勢、陰陽、兵技巧の四類からなり、五十三家、七百九十篇、四四十三巻が著録されている。藝文志総序に述べられるように、步兵校尉任宏が整理に当たつた。後序に「兵家者、蓋出古司馬之職、王官之武備也。洪範八政、八曰師。孔子曰為国者『足食足兵』、『以不教民戰、是謂棄之』、明兵之重也。易曰『古者弦木為弧、剡木為矢、弧矢之利、以威天下』、其用上矣。後世燿金為刃、割革為甲、

器械甚備。下及湯武受命、以師克乱而濟百姓、動之以仁義、行之以礼讓、司馬法是其遺事也。自春秋至於戰国、出奇設伏、變詐之兵並作。漢興、張良、韓信序次兵法、凡百八十二家、刪取要用、定著三十五家。諸呂用事而盜取之。武帝時、軍政楊僕掎摭遺逸、紀奏『兵録』、猶未能備。至于孝成、命任宏論次兵書為四種。」とある。

二 顔師古は「孫武也、臣於闔廬」と注している。闔閭（前一五一四）前四九六年は呉の第六代の王。

三 『史記』孫子呉起列伝に「孫子武者、齊人也。以兵法見於呉王闔廬。闔廬曰、「子之十三篇は、計篇・作戰篇・謀攻篇・兵乎」とある。現行本の十三篇は、計篇・作戰篇・謀攻篇・形篇・勢篇・虚实篇・軍争篇・九變篇・行軍篇・地形篇・九地篇・火攻篇・用間篇で構成されている。

四 注三所引の『史記正義』に「七録」云、孫子兵法三巻。案十三篇为上巻、又有中下二巻」とある。なお、王重民氏は「案……」以下は、張守節の案語であろうと指摘している。

五 杜牧『樊川文集』所収の「注孫子序」に「武所著書、凡数十万言、曹魏武帝削其繁剩、筆其精切、凡十三篇、成為一編。曹自為序、因注解之」とある。

六 法度は、法律・制度。名数は、官職・礼制。『春秋左氏伝』

莊公十八年伝に「王命諸侯、名位不同、礼亦異数。」とある。

【原文】

大抵『漢志』之疎、由於以人類書、不能以書類人也。
 『太玄』『法言』『樂』『箴』四書、類於揚雄所叙三十八篇。
 『新序』『說苑』『世說』『列女伝』四書、類於劉向所
 叙六十七篇、^{〔注二〕} 尤其顯而易見者也。『孫子』八十二
 篇、用同而書体有異、則当別而次之。縱欲以人類書、
 亦当如『太公』之二百三十七篇、已列総目、其下分析
 謀八十一篇、言七十一篇、兵八十五篇之例可也。^{〔注三〕}
 任宏部次不精、遂滋後人之惑、致謂十三篇非孫武之完
 書、則校讎不精之咎也。

右十六之二

【訓詁文】

大抵『漢志』の疎は、人を以て書を類し、書を以て
 人を類する能わざるに由る。『太玄』『法言』『樂』『箴』
 の四書、『揚雄所叙』三十八篇に類し、『新序』『說苑』『世
 説』『列女伝』の四書、『劉向所叙』六十七篇に類するは、

尤も其の顯らかにして見易き者なり。『孫子』八十二篇、
 用同じくして書体異なる有れば、則ち当に別けて之を
 次ぶべし。縦い人を以て書を類せんと欲せども、亦た
 当に『太公』の二百三十七篇の如くすべく、已に総目
 を列し、其の下に謀八十一篇、言七十一篇、兵八十五
 篇に分析するの例は可なり。任宏は部次精ならず、遂
 に後人の惑いを滋し、十三篇は孫武の完書に非ずと謂
 うを致すは、則ち校讎の精ならざるの咎なり。

右十六の二

【現代語訳】

大抵『漢書』芸文志の疎漏は、著者ごとに書籍をま
 とめ、書籍によって著者を分類できていないことから
 起こっている。『太玄』『法言』『樂』『箴』の四書が、『揚
 雄所叙』三十八篇に、『新序』『說苑』『世説』『列女伝』
 の四書が、『劉向所叙』六十七篇に分類されているのは、
 最も明らかで分かり易い例である。『孫子』八十二篇は、
 用途は同じでもジャンルが異なっているの、別々に
 著録すべきである。たとえ、著者によって書籍を分類
 するのであっても、『太公』の二百三十七篇のようにに

すべきであり、先に全体の篇数を示してから、その下に「謀八十一篇」「言七十一篇」「兵八十五篇」に分けるようにするのが良い。任宏は分類が精確でなかったため、遂に後世の人の惑いを増やしてしまい、十三篇が『孫武兵法』の完本でないと述べられることになったのは、校讎が詳らかでないことの弊害である。

以上十六の二

【訳注】

一 諸子略儒家類に「揚雄所序三十八篇」として著録し、班固自注に「太玄十九、法言十三、楽四、箴二」とある。また同じく「劉向所序六十七篇」として著録し、班固自注に「新序、説苑、世説、列女伝頌図也」とある。

二 諸子略道家類に「太公二百三十七篇」として著録し、その内訳として、「謀八十二篇、言七十一篇、兵八十五篇」と記されている。

【原文】

八十二篇之僅存十三、非後人之刪削也^{〔注一〕}。大抵文

辞易伝而度数難久。即如同一兵書、而權謀之家、尚有存文、若形勢・陰陽・技巧三門、百不能得一矣。同一方技、而医経一家、尚有存文、若経方・房中・神仙三門、百不能得一矣^{〔注二〕}。蓋文辞人皆誦習、而制度則非専門不伝、此其所以有存逸之別歟。然則校書之於形名・制度、尤宜加之意也。

右十六之三

【訓読文】

八十二篇の僅かに十三を存するは、後人の刪削するに非ざるなり。大抵文辞は伝わり易くして度数は久しかり難し。即い同一の兵書の如きも、而して權謀の家は、尚お文を存する有るも、形勢・陰陽・技巧の三門の若きは、百に一を得る能わず。同一の方技、而して医経の一家は、尚お文を存する有るも、経方・房中・神仙の三門の若きは、百に一を得る能わず。蓋し文辞は人皆誦習して、而るに制度は則ち専門に非ざれば伝わらず、此れ其の存逸の別有る所以ならんや。然らば則ち校書の形名・制度に於けるや、尤も宜しく之に意を加うべきなり。

右十六の三

【現代語訳】

八十二篇のうち、ただ十三篇のみが残されているのは、後世の人に削られたのではない。概ね文辞は伝わりやすく、制度や規範などは伝わりにくいのである。たとえ、同じ兵書であっても、兵権謀の一家には、まだ残存する書物があるが、兵形勢・兵陰陽・兵技巧の三つの門類は、百にも残っていない。同じ方技であっても、医経の一家には、まだ残存する文章があるが、経方・房中・神仙の三つの門類には、百にも残っていない。思うに文辞は誰しもが読んだり学んだりするが、制度というものは専門でなければ、伝承されないもので、これがそうした存逸を分ける理由であるだろう。そうであれば校書する際には、特に形名・制度に対して特に留意すべきである。

以上十六の三

【訳注】

一 張舜徽は「十三篇伝至今日、尚為完帙、転生後世之疑。」

或謂為後人之偽托、或指實曹操所重編。異說紛紜、莫能一也。自一九七二年四月、從山東臨沂銀雀山漢墓中、出土竹簡四千九百余枚、大抵皆先秦古書。而『孫子兵法』与『孫臏兵法』皆在其中。『孫子兵法』竹簡、較完好者有三百余枚。十三篇皆有文字保存、其已發見之篇名、与『十家注孫子』大致相同。簡書之可貴、自在諸本之上。有此確拠、則魏武重編之說、不攻自破矣。（『漢書芸文志通釈』、華中師範大学出版社、二〇〇四年、三七三～三七四頁）と述べて、後人の偽托説、曹操の重編説を否定している。

二 『漢書』藝文志方技略は、医経、経方、房中、神仙の四類からなる。

【原文】

即如孫武・孫臏書、列權謀之家、而孫武有図九卷、孫臏有図四卷、書篇類次、猶之可也。注二。図則断非權謀之篇所用者矣。不為形勢之需、必為技巧之用、理易見也。而任宏、劉、班之徒、但知出於其人、即附其書之下。然則以人類書之弊、誠不可以為訓者也。

右十六之四

【訓読文】

即ち孫武・孫臏の書の如きは、権謀の家に列し、而して孫武に図九卷有り、孫臏に図四卷有り、書篇の類次、猶お之可なり。図則ち断じて権謀の篇に用うる所に非ざる者なり。形勢の需めと為らざれば、必ずや技巧の用と為る、理として見易きなり。而るに任宏、劉班の徒、但だ其の人に出づるを知るのみにして、即ち其の書の下に附す。然らば則ち人を以て書を類するの弊、誠に以て訓と為すべからざる者なり。

右十六の四

【現代語訳】

孫武・孫臏の著述は、兵権謀の一家に並べられ、また孫武には図九卷、孫臏には図四卷があり、そのように書物を分類して並べているのは、まだ良い。ただ、図は断じて兵権謀の諸篇に用いられるものではない。兵形勢に用いられるのであれば、必ずや兵技巧に用いられるものであることは、道理として簡単なことであろう。しかしながら任宏、劉向・劉歆、班固等は、ただ著者に基づいて書物を分類、著録することしか理

解していないので、その書の下に付録している。著者によって書物をまとめる方法の弊害であり、誠に手本とすべきものではない。

以上十六の四

【訳注】

一 兵書略兵権謀類に「斉孫子八十九篇」として著録されており、班固自注に「図四卷」とあり、顔師古は「孫臏」と注している。孫武と孫臏について、『史記』孫子伝に「孫武既死、後百餘歳有孫臏。臏生阿鄆之間、臏亦孫武之後世子孫也」とある。『斉孫子』は、『隋書』經籍志にはすでに著録されていないが、一九七二年、山東臨沂銀雀山漢墓より『孫臏兵法』の竹簡が四四〇余枚出土している。

【原文】

按阮孝緒『七録』、有孫武『八陣図』一卷、是即『漢志』九卷之図与否、未可知也^{〔注二〕}。然図必有名、『八陣』之取以名図、亦猶「始計」之取以名篇^{〔注三〕}。今書有其名、而図無其目、蓋篇名合於諸子之総称、例如是也。図亦

附於其下、而不著其名、則後人不知図之何所用矣。

右十六之五

【訓読文】

按ずるに阮孝緒の『七録』に、孫武の『八陣図』一卷有り、是れ即ち『漢志』の九巻の図なるや否や、未だ知るべからざるなり。然るに図に必ずや名有り、「八陣」の取りて以て図を名づくるも、亦た猶お「始計」の取りて以て篇に名づくるがごとし。今書に其の名有るも、而るに図に其の目無し、蓋し篇名は諸子の総称に合するは、例として是くの如きなり。図も亦た其の下に附するも、而るに其の名を著さず、則ち後人の図の何の用うる所なるかを知らず。

右十六の五

【現代語訳】

考えるに阮孝緒の『七録』には、孫武の『八陣図』一卷が著録されており、これが『漢書』芸文志の言うところの九巻の図であるか否かは、判断できない。しかし図には必ずや名称があり、「八陣」を以て図に名

づけることは、「始計」を以て篇名を付けているのと同様である。今（漢志では）、書には名称があるものの、図には名称が無くなっている。思うに篇名が諸子の名のもとにまとめられてしまっているのは、例としてそのようになっているのであろう。図もまたその下に附して、名称を著録しないので、後世の人は図の用途がわからなくなったのである。

以上十六の五

【訳注】

一 『七録』に「八陣図一卷」が著録されていたというのは、隋志子部兵家類に「鈔孫子兵法一卷」を著録し、その注に「梁有孫子兵法二卷、……又孫子八陣図一卷、亡。」とあるのによるのだろう。姚振宗『隋書經籍志考証』は『漢書・芸文志』「孫子兵法」有九巻、此或是九巻之遺。又按、此列沈友書後、或即沈所増演、附於注本此後者」とする。

二 始計は、『孫子兵法』初篇の篇名、また「計」に作る。楊丙安『十一家注孫子校理』の校記に「孫子篇題、諸本稍有參差。簡本漫漶、多不可識、唯從所存篇名如刑（形）、執（勢）觀之、本篇亦当止有「計」字。『武經孫子』無篇字、但有篇次、

本篇作「始計第一」、「始」字為編者所加。」とある（二〇〇、二一頁）。

【原文】

鄭樵言任宏部次有法^{〔注二〕}、今可考而知也。權謀、人也。形勢、地也。陰陽、天也。孟子曰、「天時不如地利、地利不如人和。」此三書之次第也。權謀、道也。技巧、芸也。以道為本、以芸為末、此始末之部秩也。然『周官』大司馬之職掌与軍礼之『司馬法』諸条、当先列為経言、別次部首、使習兵事者、知聖王之遺意焉^{〔注三〕}。任宏以『司馬法』入權謀篇、班固始移於経礼^{〔注三〕}。夫司馬之法、豈可以為權謀乎。宜班固之出此而入彼也。惜班固不知互見之法、与別出部首、尊為経言之例耳。

右十六之六

【訓読文】

鄭樵 任宏は部次に法有りと云うは、今考えて知るべきなり。權謀は、人なり。形勢は、地なり。陰陽は、天なり。孟子曰く、「天時は地の利に如かず、地利は

人の和に如かず」と。此れ三書の次第なり。權謀は、道なり。技巧は、芸なり。道を以て本と為し、芸を以て末と為す、此れ始末の部秩なり。然るに『周官』の大司馬の職掌と軍礼の『司馬法』の諸条は、当に先に列べて経言と為し、別に部首に次べ、兵事を習う者をして、聖王の遺意を知らしむべし。任宏『司馬法』を以て權謀篇に入る。班固始めて経礼に移す。夫れ司馬の法、豈に以て權謀と為すべけんや。宜しく班固の此れを出だして彼に入るべきなり。惜しむらくは班固互見の法と、別に部首に出だして、尊びて経言と為すの例とを知らざるのみ。

右十六の六

【現代語訳】

鄭樵による任宏の分類には規範があるという発言は、今考察することが出来る。權謀は、人である。形勢は、地である。陰陽は、天である。孟子は次のように述べている、「天時は地利に如かず、地利は人和に如かず」（公孫丑下）と。これは三つの著述の配列である。權謀は道であり、技巧は芸である。道を根本とし、芸

を末とする、これは、冒頭と末尾の順序である。しかしながら『周官』の大司馬の職掌と軍礼の『司馬法』の諸条は、まず経言として扱い、他の著述と分けて分類のはじめに並べ、兵事を習うものに聖王の遺意を知らせるべきである。任宏は『司馬法』を権謀篇に入れていたが、班固が始めてそれを経書の礼類に移した。

『司馬法』がどうして権謀の書であろうか。班固がこれを(権謀から礼類へ)移したのは実に正しい。惜しむべきは班固が互著の法と、(本来の所屬とは)別に分類のはじめに分出することで、尊んで経言とする体例を理解していなかったことである。

右十六の六

【訳注】

一 『通志』校讎略「編書不明分類論」に「七略惟兵家一略 任宏所校、分權謀、形勢、陰陽、技巧為四種書、又有四十三卷与書參焉、觀其類例亦可知兵、况見其書乎。其次則尹咸校數術、李柱国校方技亦有条理。惟劉向父子所校経伝、諸子、詩賦冗雜不明、尽採語言、不存図譜、緣劉氏章句之儒、胸中元無倫類。班固不知其失、是故後世亡書多、而学者不

知源別。凡編書惟細分難、非用心精微、則不能也。兵家一略極明、若他略皆如此、何憂乎斯文之喪也。」とある。

二 同旨の主張は、「焦竑誤校漢志第十二」第九節でも述べられていた。また、「経言」は、その学術の中で経に相当するような言説。「文史通義」経解中に、「如天文之甘石『星経』、方技之『靈』、『素』、『難経』、其類実繁、則猶匠祭魯般、兵祭蚩尤、不必著書者之果為聖人、而習是術者、奉為依帰、則亦不得不尊以為経言者也。」とある。本章第一節に見える「経語」もまた同じであろう。

三 もとの『七略』において兵書略兵権謀類に著録されていた「軍礼司馬法百五十五篇」を、班固が六芸略礼類に入れたことは、「鄭樵誤校漢志第十一」第二節などでも言及されている。

【原文】

書有同名而異実者、必著其同異之故、而辨別其疑似焉。則与重複互注、裁篇別出之法、可以並行而不悖矣。
〔注一〕 兵形勢家之『尉繚』三十一篇、与雜家之『尉繚子』二十九篇同名。
〔注二〕 兵陰陽家之『孟子』一篇、与儒家

之『孟子』十一篇同名。^{〔注三〕}『師曠』八篇、与小説家之『師曠』六篇同名。^{〔注四〕}『力牧』十五篇、与道家之『力牧』二十二篇同名。^{〔注五〕}兵技巧家之『伍子胥』十篇、与雑家之『伍子胥』八篇同名。^{〔注六〕}著録之家、皆当別白而条著者也。若兵書之『公孫鞅』二十七篇、与法家之『商君』二十九篇、名号雖異而実為一人、亦当著其是否一書也。^{〔注七〕}

右十六之七

【訓読文】

書に名を同じくして実を異にする者有り、必ずや其の同異の故を著し、而して其の疑似を弁別す。則ち重複互注、裁篇別出の法と、以て並行して悖らざるべし。兵形勢家の『尉繚』三十一篇、雑家の『尉繚子』二十九篇と同名なり。兵陰陽家の『孟子』一篇、儒家の『孟子』十一篇と同名なり。『師曠』八篇、小説家の『師曠』六篇と同名なり。『力牧』十五篇、道家の『力牧』二十二篇と同名なり。兵技巧家の『伍子胥』十篇、雑家の『伍子胥』八篇と同名なり。著録の家、皆な当に別に白して条著すべき者なり。兵書の『公孫鞅』

二十七篇の若きは、法家の『商君』二十九篇と、名号異なると雖も而るに実是一人為り、亦た当に其れ是れ一書なるか否かを著すべし。

右十六之七

【現代語訳】

書物には名称を同じくしても内実を異にするものがあり、著録する際には必ずその異同の理由を示して、その疑似を弁別しなければならぬ。重複互注や裁篇別出の法と、並び行い混乱しないようにすべきである。兵形勢家に著録される『尉繚』三十一篇は、雑家の『尉繚子』二十九篇と同名である。兵陰陽家の『孟子』一篇は、儒家の『孟子』十一篇と同名である。『師曠』八篇は、小説家の『師曠』六篇と同名である。『力牧』十五篇は、道家の『力牧』二十二篇と同名である。兵技巧家の『伍子胥』十篇は、雑家の『伍子胥』八篇と同名である。目録編纂者は、みな作者の区別をはっきりさせて著録しなければならない。兵書の『公孫鞅』二十七篇のようなものは、法家の『商君』二十九篇と、名号は相違しているが、著者は実是一であり、これ

もまた同一書であるか否かを著すべきである。

以上十六の七

【訳注】

一 重複互注は、同一の書物を重複を避けずに二つ以上の門類に著録する方法、即ち互著である。裁篇別出は一書から章なり節なりを摘出して、章名・節名を以て別の門類に著録する方法、即ち別裁である。詳しくは『校讎通義』訳注の「互著第三」「別裁第四」を参考されたい。

二 顧実『漢書芸文志講疏』諸子略、雜家「尉繚二十九篇」条に、「兵形勢家有『尉繚』三十一篇、蓋非同書。然『隋志』雜家「尉繚子」五卷、謂梁並録六卷、梁惠王時人、則已合兵家「尉繚」而為一矣。『初学記』『御覽』引「尉繚子」並雜家言、是其書唐宋猶存。『史記』曰、「大梁人尉繚來說秦王、其計以散財物賂諸侯強臣、不過三十万金、則諸侯可尽。」此当為雜家尉繚、非梁惠王時兵家之尉繚。」とある。

三 姚振宗『漢書芸文志条理』に「此列東父、師曠之前、則其人遠在孟子之先、蓋即五行家之「猛子」とある。

四 張舜徽は『漢書芸文志通釈』諸子略・小説家「師曠」条において「師曠」有八書篇、在兵書略陰陽家。標題雖同、

所言各異也。『春秋』襄公十四年「左伝」、「師曠侍於晋侯」、杜注云、「師曠、晋樂太師野」。而「孟子・離婁篇」称「師曠之聰」、趙注云、「師曠、晋平公之樂太師也、其聰至聰」。其他行事、散見於『周書』『國語』『韓非』『呂覽』者尚多。是固周末聞人也、故造偽書者依托之。書亦早亡。」と案じている。

五 顧実『漢書芸文志講疏』諸子略、道家「力牧二十二篇」条に、「兵陰陽家有『力牧』十五篇、班注語意略同、然未必同書。『淮南子・覽冥篇』云「黄帝治天、而力牧、太山稽輔之」、或掇此書。『文心雕龍・諸子篇』云「『風后』『力牧』篇述者、蓋上古遺語、而戰代所記、其詞亦視班注為恕」とある。

六 顧実『漢書芸文志講疏』雜家「伍子胥八篇」条に、「疑兵技巧家伍子胥十篇、蓋非同書。『越絶書』明言「説子胥作、外者非一人作」。洪頤煊曰、「今本『越絶』篇次錯乱。以末篇証之、本八篇、「太白」第一、「荆平」第二、「呉」第三、「計倪」第四、「請羅」第五、「九術」第六、「兵法」第七、「陳恒」第八、与雜家「伍子胥」篇数正同。蓋『越絶』本分内外伝。内伝八篇、今存荆平王、呉、計倪、請羅、陳成恒、九術六篇。審其文字、当即雜家之「伍子胥」書、而余為後漢袁康作也。『文選』注、「太平御覽」並引「越絶書」伍子胥「水戰法」、当為「兵

法篇」之佚文。」とある。

七 顧実『漢書芸文志講疏』法家「商君二十九篇」条に、「兵

權謀家『公孫鞅』二十七篇、蓋非同書。商君以『法經』六

篇入秦、而燔詩書『韓非子』曰、「威商、管之法者家有之」。

蓋『商君』与『管子』同、亦出伝學者之手。「更法篇」首句

即称孝公之諡。又「求民篇」曰「秦師至郿郿、举若振稿、

唐蔑死於垂沙、莊躄斃於内楚」。此皆秦昭王時事、非商君所

及見也。」とある。

【原文】

鄭樵痛詆劉・班著録、収書而不収図、以為図譜之亡、

由於不為専門著録始也。因於『七略』之中、独取任宏『兵

書略』、為其書列七百九十篇、而図至四十三卷也。^{注二}

然任宏兵略具在、而按録以徵、亡逸之図、又安在哉。

夫著録之道、不係存亡、而係於考証耳。存其部目、可

以旁証遠搜、此「逸詩」、「逸書」之所以貴存「小序」

也。^{注二}任宏収図、不能詳分部次、収而猶之未収也。

誠欲広図之用、則当別為部次、表名図目如『八陣図』

之類。而於本人本書之下、更為重複互注、庶幾得其倫

叙歟。

右十六之八

【訓読文】

鄭樵・劉・班の著録の、書を収めて図を収めざるを

痛詆し、以為えらく図譜の亡ぶは、専門の著録を為さ

ざるに由りて始まる、と。因りて『七略』の中、独り

任宏の「兵書略」を取り、其の書七百九十篇を列べて、

而して図は四十三卷に至ると為す。然るに任宏の兵略

具に在り、而して録に按じて以て徵すれば、亡逸の図、

又安くに在らんや。夫れ著録の道、存亡に係らず、而

して考証に係るのみ。其の部目を存すれば、以て旁証

遠搜すべく、此れ「逸詩」、「逸書」の「小序」を存す

るを貴ぶ所以なり。任宏・図を収めて、詳らかに部次

を分くる能わず、収めて猶お之を未だ収めざるがごと

きなり。誠し図の用を広げんと欲すれば、則ち当に別

に部次を為し、図目を表名し、『八陣図』の類の如く

すべきなり。而して本人本書の下に、更に重複互注を

為せば、其の倫叙を得るに庶幾からん。

右十六の八

【現代語訳】

鄭樵は劉・班の著録において、書物を収録して図を収録しなかったことを痛烈に批判しており、図譜が散逸した理由を、専門的の類を立てなかつたことから始まったと述べている。『七略』のうちで、ただ任宏の「兵書略」を取りあげ、書物七百九十篇を並べて、図四十三巻を著録するに至っていると述べている。しかしながら、任宏が編纂した「兵書略」に(図譜は)具備していても、それによって求めても、亡逸した図は、何処にあるというのであろうか。いったい著録の道というのとは、存亡にかかわるものではなく、考証にかかっているのである。その分類と書目を残していれば、広く考証搜索することが出来るのであり、これこそが、「逸詩」や「逸書」において「小序」の伝わる事が重視される所以である。任宏は図を収録する際に、合理的に部次を立てることが出来ておらず、これでは収録しても収録していないのと同様である。もし図の効用を広く發揮しようとすれば、独立した部次として、図名をはつきりと付けて『八陣図』のようにするべき

である。そして、著者や他の書物の下に、さらに重複して互注すれば、秩序を得ることが出来るのではないだろうか。

以上十六の八

【訳注】

一 鄭樵『通志』図譜略に、「漢初典籍無紀、劉氏創意總括群書、分爲『七略』、只收書、不收圖。芸文之目、通相因習、故天祿、蘭台、三館、四庫内外之藏、但聞有書而已。蕭何之図、自此委地。後之人將慕劉・班之不暇、故図消而書日盛。惟任宏校兵書一類分爲四種、有書五十三家、有図四十三巻、載在『七略』、独異於他。」とある。

二 逸詩は、現行の『毛詩』に詩題と小序のみが伝わり、歌辞の伝わらない六篇の詩。逸書は、現行の『尚書』に篇名と序文のみが伝わり、本文は失われた『尚書』の佚文を言う。

漢志数術^{〔注一〕} 第十七

【原文】

数術諸書、多以図著、如天文之『泰一雜子星』『五
殘雜變星』、書雖不伝、而世伝甘石『星経』（原注…未著
於録）、則有星図可証者也^{〔注二〕}。『漢日旁氣行事占驗』
不伝、而「隋志」『魏氏日旁氣図』一卷可証^{〔注三〕}。『海
中星占驗』不伝、而「隋志」『海中星図』一卷可証^{〔注四〕}。
『図書秘記』十七篇、著於天文之録、『耿昌月行帛図』、
著於曆譜之録^{〔注五〕}。『後漢・曆志』賈逵論引「甘露二
年、大司農丞耿寿昌奏以図儀度日月行、考驗天運」^{〔注六〕}、
則諸書之有図、蓋指不可勝屈矣。尹咸校数術書、非特
不能釐別図書、標目家学、即僅如任宏之兵書条例^{〔注七〕}、
但注有図於本書之下、亦不能也。此其所以難究索歟。
右十七之一

【訓読文】

数術諸書は、多く図を以て著され、天文の『泰一雜
子星』『五殘雜變星』の如くは、書伝わらずと雖も、
世伝の甘石『星経』（原注…未だ録に著されず）、則ち星図

有りて証す可き者なり。『漢日旁氣行事占驗』伝わら
ざるも「隋志」『魏氏日旁氣図』一卷証すべし。『海
中星占驗』伝わらざるも、「隋志」の『海中星図』一
巻証すべし。『図書秘記』十七篇、天文の録に著さ
れ、『耿昌月行帛図』、曆譜の録に著さる。『後漢・曆
志』賈逵の論の「甘露二年、大司農丞耿寿昌奏すらく
図儀を以て日月の行を度り、天運を考驗す」を引けば、
則ち諸書の図有るは、蓋し指屈するに勝つ可からず。
尹咸数術書を校するも、特に図書を釐別し、家学を
標目する能わざるのみにあらず、即ち僅かに任宏の兵
書の条例の如く、但だ注して図を本書の下に有らしむ
るも、亦た能わざるなり。此れ其の究索を難くする所
以なるか。

右十七の一

【現代語訳文】

数術の諸書は、多くが図を附して書かれており、天
文家類の『泰一雜子星』『五殘雜變星』のようなもの
は、書が伝わっていないが、世に伝わる甘石、石申『星
経』（原著…著録なし）が、（上掲書にも）星図が附されて

いたことの証拠になる。『漢日旁氣行事占驗』は伝わっていないが、「隋志」に『魏氏日旁氣図』一卷があり、これも図が附されていたことの証拠となるだろう。『海中星占驗』は伝わっていないが、「隋志」に『海中星図』一卷があり、これもまた（図が附されていたこと）証拠となる。また、数術略には、『図書秘記』十七篇が天文類に著録されており、『耿昌月行帛図』が曆譜類に著録されている。『後漢書』律曆志に見える賈逵の曆論に、「甘露二年、大司農丞耿寿昌が上奏して、図儀によって日月の行を計測し、天の運行を調べた」と引かれているのを考えてみれば、数術略に著録される諸書に図があったということは、数え切れないほどである。尹咸は数術書を校定したが、ただ図と書を整理、区別して、数術家の学の源流を明らかにすることができなかつただけでなく、任宏の兵書略の条例のように、注をして本書の下に図を記すことすらもできていない。これが数術略の探究を難しくしている理由だろうか。

右十七の一

【訳注】

一 数術略は天文、曆譜、陰陽、五行、著龜、雜占、形法の六類からなり、百九十家、二千五百二十八巻を著録している。数術略を整理したのは、太史令尹咸である。数術略の後序に「数術者、皆明堂義和史卜之職也。史官之廢久矣。其書既不能具。雖有其書而無其人。易曰、「苟非其人、道不虛行。」春秋時魯有梓慎、鄭有神龜、晋有卜偃、宋有子韋。六国時楚有甘公、魏有石申夫。漢有唐都、庶得麤彷彿。蓋有因而成易、無因而成難、故因旧書以序数術為六種。」とある。

二 数術略天文類に「泰一雜子星二十八巻」、また「五殘雜變星二十一巻」として著録されている。また、甘石『星経』については、「隋志」子部天文類に、「星経二巻」が著録されている。「隋志」は撰者を記さないが、『郡齋讀書志』天文類に「『星経』一卷、漢甘公、石申撰」とある。現行本『星経』上下巻（漢魏叢書）には、随所に図が挿入されている。

三 数術略天文類に「漢日旁氣行事占驗三巻」として著録されている。「魏氏日旁氣図一卷」は、子部天文家類に著録されている。

四 数術略天文類に「海中星占驗十二巻」として著録されている。また、隋志子部天文家類には、「海中星占一卷」と並

んで「星図海中占一卷」が著録されている。

五 数術略天文類に「図書秘記十七篇」として著録されており、

また、曆譜類に「耿昌月帛図二百三十二卷」として著録されている。耿昌は、名は寿昌。同じく曆譜類に「耿昌月

行度二卷」が著録されている。

六 『後漢書』律曆志に引かれる賈逵の曆論に、「甘露二年、

大司農丞耿寿昌奏、以図儀度日月行、考驗天運狀、日月行、

至牽牛、東井、日過一度、月行十五度。至婁、角、日行一度、

月行十三度、赤道使然。此前世所共知也」と見える。

七 「漢志兵書」第十六之五参照。

【原文】

五行家之『鍾律災応』、当与六芸略楽経諸書互注^{〔注二〕}。

『鍾律叢辰日苑』『鍾律消息』『黄鍾』三書、亦同^{〔注三〕}。

『五音奇胲用兵』二十三卷、『刑徳』二十一卷、当与兵

書陰陽家互注^{〔注三〕}。其五行之本尚書、著龜之本周易、

已具論次^{〔注四〕}、不復置議。

右十七之二

【訓読文】

五行家の『鍾律災応』、当に六芸略の楽経諸書と互

注すべし。『鍾律叢辰日苑』『鍾律消息』『黄鍾』の三

書も、亦た同じ。『五音奇胲用兵』二十三卷、『刑徳』

二十一卷、当に兵書の陰陽家と互注すべし。其れ五行

の尚書に本づき、著龜の周易に本づくは、已に具さに

論次すれば、復た議を置かず。

右十七の二

【現代語訳文】

五行類の『鍾律災応』は、六芸略の楽経諸書と互

注するのがよいだろう。『鍾律叢辰日苑』『鍾律消息』

『黄鍾』の三書も、また同じようにするのがよい。『五

音奇胲用兵』二十三卷、『五音奇胲刑徳』二十一卷は、

兵書略の陰陽類と互注するのがよいだろう。五行類が

六芸略尚書類に基づき、著龜類は周易類に基づいてい

るということは、すでに詳しく論じているので、ここ

では再び議論しない。

右十七の二

【訳注】

一 数術略五行類は、三十一家、六百五十二巻が著録されており、その後序に、「五行者、五常之形気也。書云「初一曰五行、次二曰羞用五事」、言進用五事以順五行也。貌、言、視、聽、思、心、失、而五行之序乱、五星之變作、皆出於律曆之數而分爲一者也。其法亦起五德終始、推其極則無不至。而小數家因此以爲吉凶、而行於世、濤以相乱。」とある。「鍾律災応」は、「鍾律災異二十六巻」として著録されている。

二 数術略五行家類に、それぞれ「鍾律叢辰日苑二十三巻」、「鍾律消息二十九巻」、「黄鍾七巻」として著録されている。なお、現行の六藝略楽経類には六家、百六十五篇が著録されている。

三 「五音奇胲用兵二十三巻」について、顔師古注は許慎の言葉を引いて、「胲、軍中約也」と述べている。「刑徳二十一巻」は、「五音奇胲刑徳」を指す。兵書略兵陰陽後序に「陰陽者、順時而発、推刑徳、随斗擊、因五勝、仮鬼神而爲助者也」とあり、また、「淮南子」兵略訓に「明於星辰日月之運、刑徳奇資之數、背郷左右之便、此戰之助也。」と見え、高誘注は、「奇資、陰陽奇秘之要、非常之術」とする。また、「史記」亀策列伝に、「明於陰陽、審於刑徳」とあるように、刑

罰を下すことと徳化を図ることは、陰気と陽気の働きに対応すべきものであった。

四 「補校漢芸文志」第十之五の訳注参照。

【原文】

雜占家之「禳祀天文」「請雨止雨」「雜子候歳」(泰一、子貢二家)、『神農教田相土耕種』諸書、当与諸子農家互注。^{〔注一〕}

右十七之三

【訓読文】

雜占家の「禳祀天文」「請雨止雨」「雜子候歳」(泰一、子貢の二家)、『神農教田相土耕種』の諸書、当に諸子の農家と互注すべし。

右十七之三

【現代語訳文】

雑占類の「禳祀天文」「請雨止雨」「雑子候歳」(泰一、子貢の二家である)、『神農教田相土耕種』の諸書は、「諸

「子略」の農家類と互注するのがよい。

右十七の三

【訳注】

一 数術略雑占類には、十八家三百一十三巻の著述が著録されておき、その後序には、「雑占者、紀百事之象、候善悪之徴。易曰、『占事知来』衆占非一、而夢為大、故周有其官。而詩載熊羆虺蛇衆魚旒旗之夢、著明大人之占、以考吉凶、蓋參卜筮。春秋之説託也、曰、『人之所忌、其氣炎以取之、託由人興也。人失常則託興、人無變焉、託不自作。』故曰、『徳勝不祥、義厭不忠。』桑穀共生、大戊以興、鳩雉登鼎、武丁為宗。然惑者不稽諸躬、而忌託之見、是以詩刺『召彼故老、訊之占夢』、傷其舍本而憂末、不能勝凶咎也。」とある。ここに挙がる書物については、それぞれ「禳祀天文十八巻」、「請雨止雨二十六巻」、「泰壹雜子候歲二十二巻」、「神農教田相土耕種十四巻」として著録されている。「神農教」について、『呂氏春秋』愛類に、「神農之教曰、土有当年而不耕者、則天下或受其饑矣」とある。また、「漢志諸子」第十四之三十二を参照。諸子略農家類には九家、百一十四篇が著録されている。

【原文】

形法之家、不出五行、雜占二条^{〔五〕}。惟『山海經』宜出地理専門^{〔五〕}。而無其部次、故強著之形法也。説已見前^{〔注三〕}、不復置議。

右十七之四

【訓読文】

形法の家は、五行、雑占の二条に出でず。惟だ『山海経』は宜しく地理専門に出だすべし。而して其の部次無く、故に強いて之を形法に著するなり。説は已に前に見え、復た議を置かず。

右十七の四

【現代語訳文】

形法類は、五行類、雑占類の二条から出るものではない。ただ『山海経』は地理の門類に出すのがよい。しかし、相応しい分類がなく、そのため無理に形法類に著録したのである。説はすでに前にあり、ここで再び議論はしない。

右十七の四

【訳注】

一 数術略形法家には、六家百二十二卷を著録し、後序には、「形法者、大率九州之勢、以立城郭室舍、形人及六畜骨法之度数、器物之形容、以求其声气贵賤吉凶。猶律有長短、而各徵其声。非有鬼神、数自然也。然形与气相首尾、亦有其形而無其气、有其气而無其形。此精微之独異也」とある。

二 「山海経」は、隋志、旧唐志、新唐志ではいずれも史部地理類に著録され、四庫提要では子部小説家類に著録される。

三 「補校漢芸文志」第十之六参照。

漢志方技^{〔注二〕} 第十八

【原文】

方技之書、大要有四。経、脈、方、薬而已。経闡其道、脈運其術、方致其功、薬弁其性。四者備、而方技之事備矣。今李柱国所校四種、則有「医経」、「経方」二種而已。脈書、薬書、竟欠其目。其房中、神仙、則事兼道術^{〔注二〕}、非復方技之正宗矣。宜乎叙方技者、至今猶

昧於四部相承之義焉。按司馬遷「扁鵲倉公伝」、「公乘陽慶、伝黄帝、扁鵲之脈書」^{〔注三〕}、是西京未嘗無脈書也。又按班固「郊祀志」、成帝初、有本草待詔^{〔注四〕}。「楼護伝」少誦医経本草方術^{〔注五〕}。是西京未嘗無薬書也。李柱国専官典校、而書有欠遺、類例不尽、著録家法、豈易言哉。

【訓読文】

方技の書に、大要 四有り。経、脈、方、薬のみ。経は其の道を闡き、脈は其の術を運び、方は其の功を致し、薬は其の性を弁かつ。四者備われれば、方技の事備われり。今李柱国校ずる所の四種は、則ち「医経」、「経方」の二種有るのみ。脈書、薬書、竟に其の目を欠く。其れ房中、神仙は、則ち事は道術を兼ね、復た方技の正宗に非ざるなり。宜なるかな 方技を叙する者、今に至り猶お四部 相い承くの義に昧味とするなり。按ずるに司馬遷「扁鵲倉公伝」に、「公乘陽慶、黄帝、扁鵲の脈書を伝う」と、是れ西京に未だ嘗て脈書無くんばあらざるなり。又た按ずるに班固「郊祀志」に、成帝の初めに、本草待詔有り、と。「楼護

伝」に少くして医経本草方術を誦す、と。是れ西京に未だ嘗て薬書無くんばあらざるなり。李柱国専官の典校にして、書に欠遺有り、類例尽くさず、著録の家法豈に言い易からんや。

【現代語訳文】

方技の書には、大要として四つある。経、脈、方、薬である。経は医の道を開き、脈は術を運び、方は功を致し、薬は薬の性質を区別する。この四者が備わってこそ、方技の事が備わっていると言える。今、李柱国が校訂した四種の中では、「医経」、「経方」の二種が残っているのみである。脈書、薬書は、あろうことか目が欠けている。房中、神仙は道術を兼ねており、方技の正統ではない。方技について述べる者が今に至っても、なお四部が受け継いだ意味をはっきりと理解できないのは当然である。司馬遷『史記』扁鵲倉公伝に、「公乘陽慶は、黄帝、扁鵲の脈書を伝えた」とあるのは、前漢の頃に脈書があったことを示しているであろう。また考えるに班固『漢書』郊祀志には、成帝の初めに本草待詔があったといい、「楼護伝」に

は、楼護が若くして医経、本草、方術をそらんじていた、とある。これらは前漢に薬書があったことを意味している。李柱国は専門分野の書物の校勘をしながらも、書に不足や漏れがあり、類例は完備していない。目録の著録における伝統的方法是安易に口に出すことはできないものである。

【訳注】

一 方技略は医経、経方、房中、神仙の四類からなり、三十六家、八百六十八巻を著録している。総序によれば、侍医の李柱国が校訂にあたった。方技略後序には「方技者、皆生生之具、王官之一守也。太古有岐伯、俞拊。中世有扁鵲、秦和。蓋論病以及国、原診以知政。漢興有倉公。今其技術曖昧。故論其書、以序方技為四種。」とある。

二 方技略房中類後序に「房中者、情性之極、至道之際、是以聖王制外樂以禁内情、而為之節文。伝曰『先王之作樂、所以節百事也。』樂而有節、則和平寿考。及迷者弗顧、以生疾而隕性命。」とあり、また、神仙類後序に「神仙者、所以保性命之真、而游求於其外者也。聊以盪意平心、同死生之域、而無怵惕於胸中。然而或者專以為務、則誕欺怪迂之文彌以

益多、非聖王之所以教也。孔子曰『素隱行怪、後世有述焉、吾不為之矣。』」と述べる。

三 『史記』扁鵲倉公列伝に、「太倉公者、齊太倉長、臨菑人也。姓淳于氏、名意。少而喜医方術。高后八年、更受師同郡元里公乘陽慶。慶年七十余、無子、使意尽去其故方、更悉以禁方予之、伝黃帝、扁鵲之脈書、五色診病、知人死生、決嫌疑、定可治、及藥論、甚精。……臣意即避席再拜謁、受其脈書上下經、五色診、奇咳術、揆度陰陽外變、藥論、石神、接陰陽禁書」とある。

四 『漢書』郊祀志に、「候神方士使者副佐、本草待詔七十余人皆婦家。師古曰、本草待詔、謂以方藥本草而待詔者。」と見える。

五 『漢書』游俠伝に、「樓護字君卿、齊人。父世医也。護少隨父為医長安、出入貴戚家。護誦医經、本草、方術数十万言、長者咸愛重之、共謂曰、『以君卿之材、何不宦学乎。』繇是辞其父、学經伝、為京兆吏数年、甚得名誉。」とある。